

Jforest

しのぶ

第80号

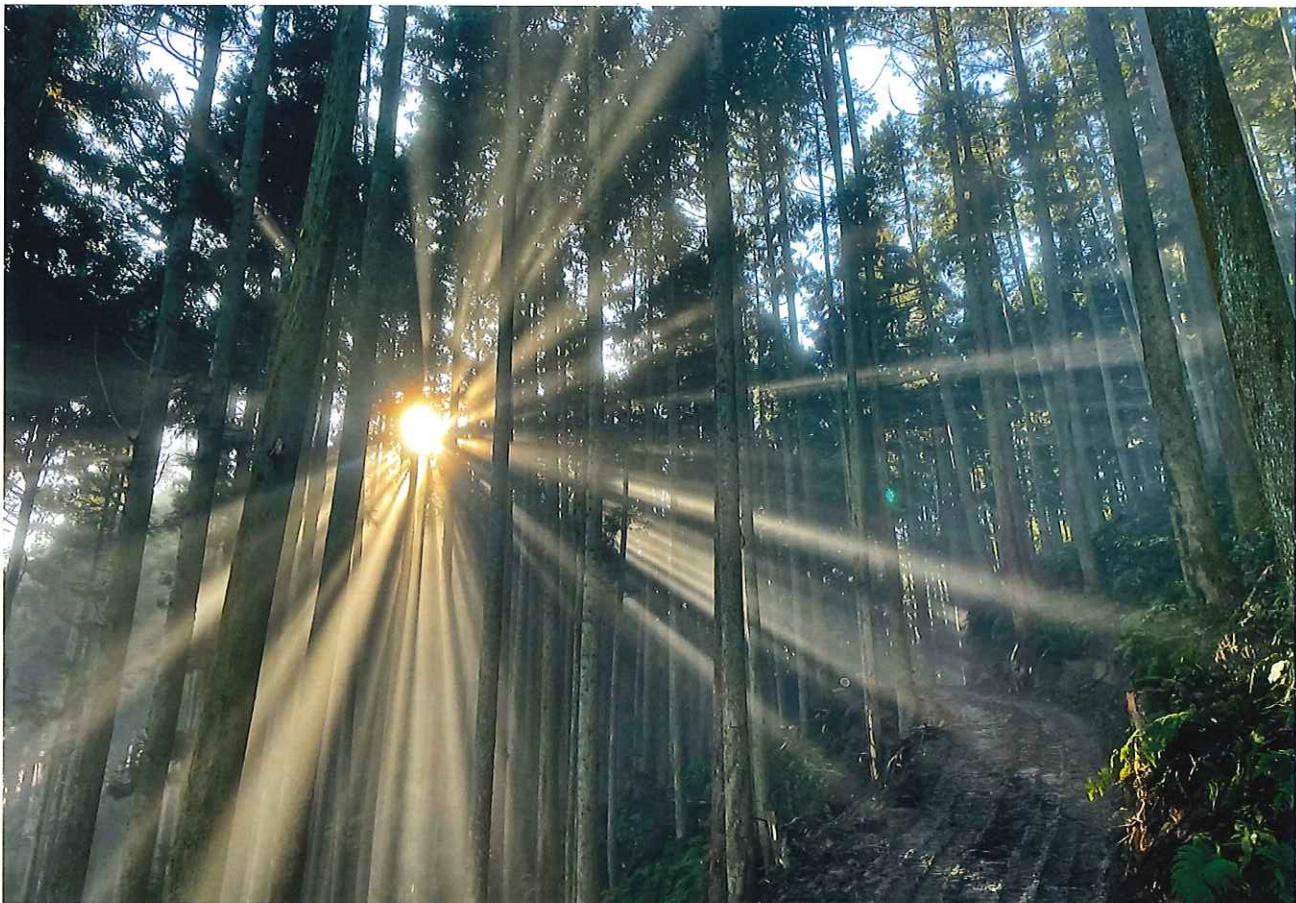
令和4年9月

編集・発行

西城町森林組合

TEL 82-2158

FAX 82-2549



組合員の皆様には日頃より森林組合事業に格別なるご理解ご協力を賜り、誠に有難うございます。

さて、6月23日(木)に第60回西城町森林組合総代会を開催しました。新型コロナウイルス感染拡大が収束しない状況で、昨年度に引き続き総代の皆様と役職員の健康を考え、本年度も書面による出席を推奨しました。ご理解に対して心から感謝申し上げます。無事全議案とも承認を頂きました。また、令和4年3月11日に行いました西城町森林組合総代選挙において200名の総代を選出して頂きました。組合員の皆様の大変なるご理解ご協力に感謝申し上げます。総代の皆様には、3年間よろしくお願い申し上げます。

森林・林業を取り巻く情勢は、政府において昨年6月に新たな「森林・林業基本計画」が閣議決定され、森林・林業・木材産業のグリーン成長と2050年のカーボンニュートラル達成を踏まえた豊かな社会経済の実現を目指す方針が示されました。具体的には、森林吸収量の確保・強化や国土の強靭化、林業の持続的発展、間伐の着実な実施、主伐後の再造

林の省力化・低コスト化や、幹線となる林道の開設・改良等が推進されます。私たちの地域においても森林資源が成熟し本格的な利用期を迎えております。豊富な森林資源を利用し、その後植えて育てるといった循環型林業の確立が必要と考えております。そのためには、人材の確保・定着も進めて行かなければなりません。組合としては、一昨年度創設した「西城町森林組合林業後継者育成奨学金」を活用し、鳥取県の林業を専門とする「にちなん中国山地林業アカデミー」の協力を得て、高度な人材の採用を行つて参ります。

昨年は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、外国からの木材の輸入量が大幅に減少し、国内での木材の需給バランスが崩れ、いわゆる「ウッドショック」が起り、国産材が高騰しました。当面は、このままの価格で維持できると思つておりましたが、今年に入り徐々に値が下がりはじめ、現在では、ウッドショック前に戻つて参りました。原因として、住宅建築に必要とされる建材や建具、設備が値上がり、その上人件費も人手不足により上昇したことで建築費すべてが高騰し、国内での住宅着工件数が木造を中心に下がつてきました。このような要因で木材需要が急激に下がり大変厳しい状況では有りますが、組合としましては、コストの削減等を一層図り出来るだけ組合員の皆様に還元できるよう努力させて頂いたいと考えております。これからもよろしくお願ひします。

私たち西城町森林組合は引き続き『ファースト・コール・フォレストリー・ユニオン2030』をビジョンとして掲げ、何かあつたら一番に声をかけて頂ける組合を目指し、今日より明日、明日より後日と努力を積み重ね、日々進化していく組合、それを西城町森林組合の基本理念として努力して参ります。引き続き本年度もよろしくお願い申し上げます。



★総代改選が行われ新総代が決定いたしました★

令和4年3月11日、総代改選が行われ、それぞれの選挙区より各地区の新総代が決定いたしました。平成31年4月から3年間総代を務めていただいた皆様には、貴重なご意見やご理解ご協力をいただき、ありがとうございました。

新総代の皆様には令和7年3月31日までの3年間お世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

総代名簿

任期 令和4年4月1日～令和7年3月31日

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
横町	前田 宏昭	奥名上	松本 武士		丸崎アサコ	上尺田	石川 訓
	岡崎美保子	奥名下	加藤 泰邦		若佐 吉浩	奥八鳥	森山 政樹
本町	板倉 哲		加藤 寛子		細川 広明		松永 伸二
	大槻三代子	中平子	福永 昇	有田	近藤 宏樹	梶谷	柳生 清次
	荒木 富江		平井 正澄		荒木 幸穂	一の組	竹島 治男
中町	山本 健	土井原	大庭 秋義	本郷	日野原祥二		岡田 正尊
	稻村 達也		岡田みや子		吉野 貴幸		高橋 宝三
十日市下	三好 設夫	竹原上	寄江 延江		荒木 幸夫	地明	高橋 卓三
十日市中	一	竹原下	徳永 昭	一日市	早瀬 孝示		前田 和好
十日市上	岡本 淳		木村 乾治		梶原 信子	仲仙道	鎌鍋 豊司
	福留 正敏	竹之河内	大谷 恵子		川上 節子		安田 里樹
明神町上	秋津 芳登	馬場瀬	丹波 盛三	亀崎	河野 亀雄	保賀谷	今田 實
明神町中	稻倉 明美		下宮 賢裕		田村 一哲		鎌鍋 直行
明神町下	清水 道治	丑之河	松田 太作	宮ノ段	井上 政博	坂根	中島 康憲
	伊達 榮之		新田 辰美		麻田 豊可		板倉 成壯
五日市一・二	宍戸 修治	栗大戸一	伊藤 克裕		香川 博		中島 悟
五日市中	丸山 公輝		伊藤 孝裕	小原	竹内 昭二	下高尾	横路 清
	大塚 由夫		藤原 美人	福山	福本 富夫		菩提 聖治
五日市上	可部 潤	栗大戸二	久河竜之進		金森 照芳		高田 満資
	長船 久		森長康之進	八日市下	西野 実	上高尾	柳生 峰彦
松ヶ平下	石川 光子	大戸大屋	山脇広四郎	八日市上	小田 一徳		藤原 勝美
松ヶ平上	藤田 俊樹		山崎 一雄		藤井 宏信	植木	織田みね子
大佐下	竹明 繁子	塩田	岡田 保雄	清正	加藤 陽壯		平尾 育子
	河内 翼		吉本 利昭	隠地	山本 雅照	油木上組	藤原 一博
	松上 道雄	下本谷	増永 正己		石井 徹信		藤原 利晴
大佐上	安森 啓三		岡野 省三		山本 伸昭		安部 輝昭
	前花 直美	本谷陽	竹上 孝司	日南	木下 春雄	灰庭	紙川 光志
	笹田 誠		河内 敏博		宮崎 秀美	油木平組	津守 英哲
大佐沖	櫃田 尚宏		前平 吉正	小原谷	宮本 芳美		藤綱 茂男
	沖田 順三		守長 浩		小堀 克登	石原	長谷川伸拡
小別当	戸田 静馬	本谷	細川 福夫	重国谷	矢上 幸壮		堂本 雅彦
	伊藤 弘行		山根 邦男		井上 忠彦	衣木	藤川 聖弘
荻野	藤岡 利明	寺谷	増永 勝義	法京寺	茅原 義己		小川 進
	捻金 熊登		加藤 豊三		間瀬場 功	油木中組	山野 利春
的場	別曾 雅文		塩谷 和則		中村 三枝		伊折 政喜
	田澤 信雄		木山 輝雄	内京	軒 全一		伊折 直人
	稻田穂実吉		田宮 一輝	下今西	山本 英明	門平	一
小坂	田村 勇	三田	山脇 克文		近藤 泰玄	上市場	増原 義記
	伊藤 賀純	二本栄	國上 美明	別所	比原 一夫		曾利 素幸
	藤原 謙治	黒谷下	国上 章二		坂本 憲之	下市場	柳生 征輝
栗上	葛原 昭典	黒谷上	田口 勇次		山本 広美		上田 智章
	堤 正彦	中迫	朝倉 一博	田鋤	松本 卓治	中東組	田邊 勝久
栗中	高瀬 政隆		森田 悅		松本 峯子		河口 未夫
	竹延 栄太		山本 敏春	上今西	箱田 公人	岩祖	今田 能久
栗下	相原 春夫		森田 亮治		高光 康子		溝口 弘喜
	上貝 公一	兼利	田村 憲三	長者原	近藤 彰男		安達 孝男
	高田 正春		新井 壽美		渡辺 英昭	中西組	井上 健治
	瀬尾 充寛		池田 敏徳	下尺田	竹延 秀樹		柳生 良治
栗沖	川元 秀明	胎蔵時	柳生 紘		松本 福登		
	藤元 篤		竹内 良満	中尺田	岡田 操		
奥名上	加藤 進		栗栖 義和		山脇 正則		

西城町森林組合通常総代会開催

令和4年6月23日(木)午後1時30分より、第60回通常総代会をウイル西城にて開催いたしました。昨年に引き続き本年度も、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、大半が書面決議で行われました。出席をしていただきました総代の方には感謝申し上げます。総代会は津田代表理事組合長が議長となり第1号議案から第8号議案及び附帯決議が原案どおり可決されました。



津田代表理事組合長のあいさつ



今田課長による開会の辞



片倉代表監事による監査報告



会場の様子

第60回通常総代会書面決議書に寄せられたご質問、ご意見に対する回答

- ・森林組合法第50条第8項の規程はなくなったのですか？

令和3年3月29日付で森林組合、森林組合連合会及び生産森林組合の決算関係書類様式の制定について一部改正があり（「総代会に対する理事の提出書」において森林組合法第50条第8項の規定に基づいて別紙のとおり、総代会に提出します）は、削除されました。

- ・組合員も高齢化し、境界明確などこのまま放置しておくわけにもいかない。

どうすれば良いか、組合から提案してほしい。

林業の衰退、急激な過疎化により、山に対する関心が薄れ、山林境界の不明地が多く出ております。全国で410万ヘクタールの境界不明地があるとのことです。この面積は、九州の面積を超える量です。これから持続可能な循環型林業を目指すため、森林組合としても国の補助金を活用し、山林境界明確化を進めて参ります。組合員の皆様のご協力をお願いいたします。

- ・林業が収益になることが非常に困難な状況で大変ですが、地域に災害が及ばないようお願いします。

森林経営計画を作成し、森林の適正な管理を進めます。また、森林環境譲与税及び、ひろしま森づくり事業を活用し、健全で災害に強い森林を目指していきます。

第60回通常総代会提出議案

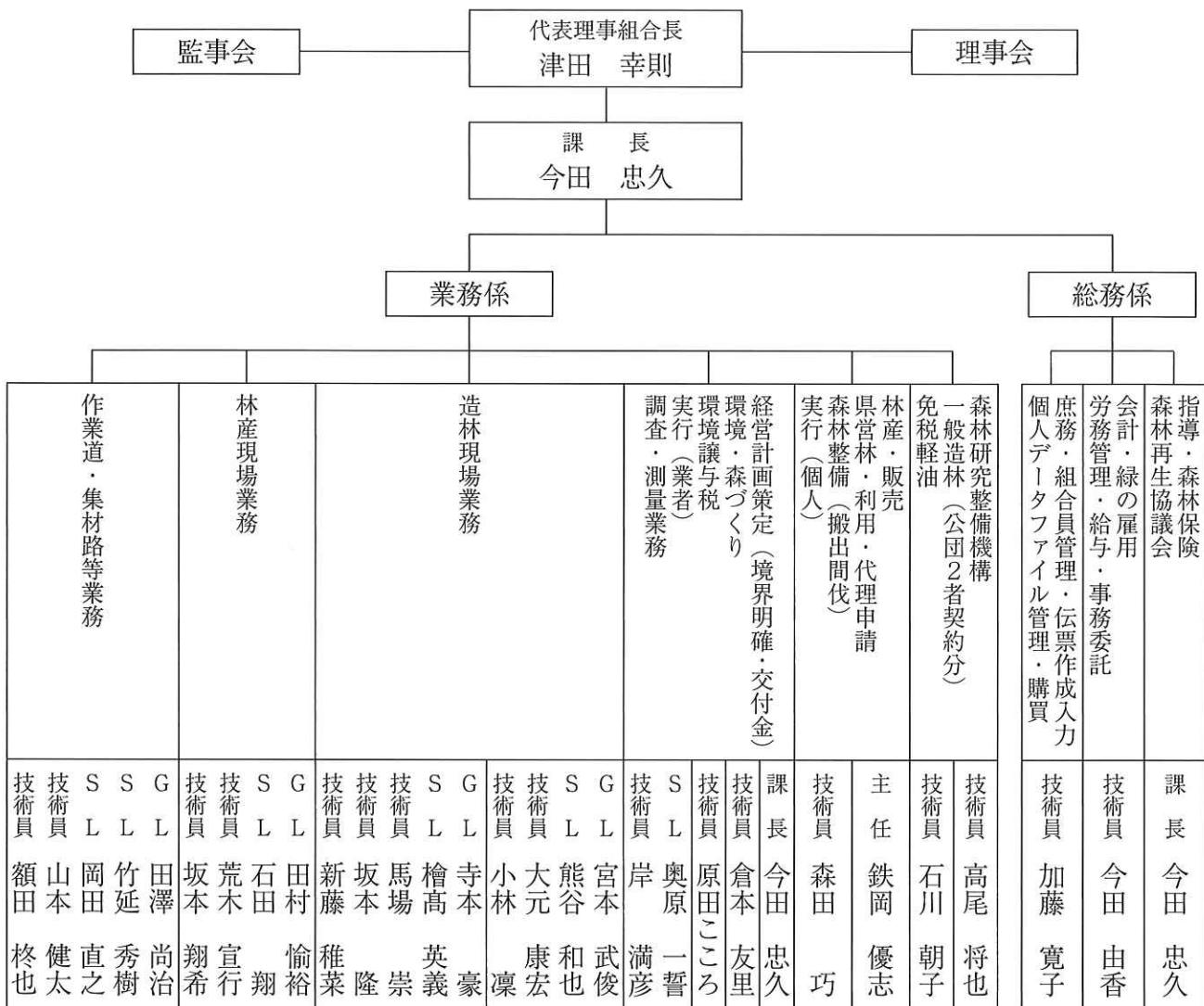
- 第1号議案 令和3年度事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、注記表及び附属明細書の承認について
- 第2号議案 令和4年度事業計画並びに損益計画案承認について
- 第3号議案 令和4年度借入金の最高限度額決定について
- 第4号議案 令和4年度国立研究開発法人森林研究・整備機構分取造林契約承認について
- 第5号議案 令和4年度諸手数料決定について
- 第6号議案 令和4年度余裕金預け先金融機関決定について
- 第7号議案 令和4年度役員報酬額決定について
- 第8号議案 退任役員に対する役員退任慰労金の贈呈について

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
{資産の部}		{負債の部}		指導事業総利益	-402,235
現金・預金	619,020,199	買掛金	238,208	販売事業総利益	58,412,374
立替・仮払金	3,797,057	未払金	26,945,483	森林整備事業総利益	74,559,848
売掛金	5,596,797	未払法人税等	17,247,500	事業総利益計	132,569,987
未収金	59,990,523	前受金	14,896,200	人件費	48,508,611
棚卸資産	30,821,929	預り金	95,561,628	旅費交通費	642,385
流動資産計	719,226,505	流動負債計	154,889,019	事務費	2,262,508
有形固定資産	49,651,519	退職給付引当金	12,296,000	業務費	1,603,821
無形固定資産	1,371,058	役員退任慰労金引当金	2,397,500	諸税負担金	3,676,735
外部出資金	9,920,000	固定負債計	14,693,500	施設費	12,584,067
その他固定資産	1,278,500	負債合計	169,582,519	雑費	1,516,988
固定資産計	62,221,077	{純資産の部}		事業管理費計	70,795,115
資産合計	781,447,582	出資金	15,672,300	事業利益	61,774,872
★令和3年度 剰余金処分★		法定準備金	32,909,200	事業外収益	1,122,927
		任意積立金	475,731,114	事業外費用	181,395
		当期未処分剰余金	87,396,149	経常利益	62,716,404
		資本準備金	156,300	特別収益	209,848
		純資産合計	611,865,063	特別損失	4
当期未処分剰余金	87,396,149	負債・純資産合計	781,447,582	税引前当期利益	62,926,248
任意積立金	40,000,000			法人税・住民税	17,247,500
出資配当金	791,554			当期剰余金	45,678,748
法定準備金	0			前期繰越剰余金	41,717,401
次期繰越剰余金	46,604,595			当期未処分剰余金	87,396,149

令和4年度西城町森林組合 機構図及び職務分担

施行日 令和4年8月1日



西城町森林組合 労働安全衛生大会

令和3年12月17日(金)西城自治振興センターにて、労働安全衛生大会を実施いたしました。庄原消防署 西城出張所の消防士の方をお招きして、職員全員、普通救命講習Ⅰを受講し、心肺蘇生とAEDの使用方法を学びました。



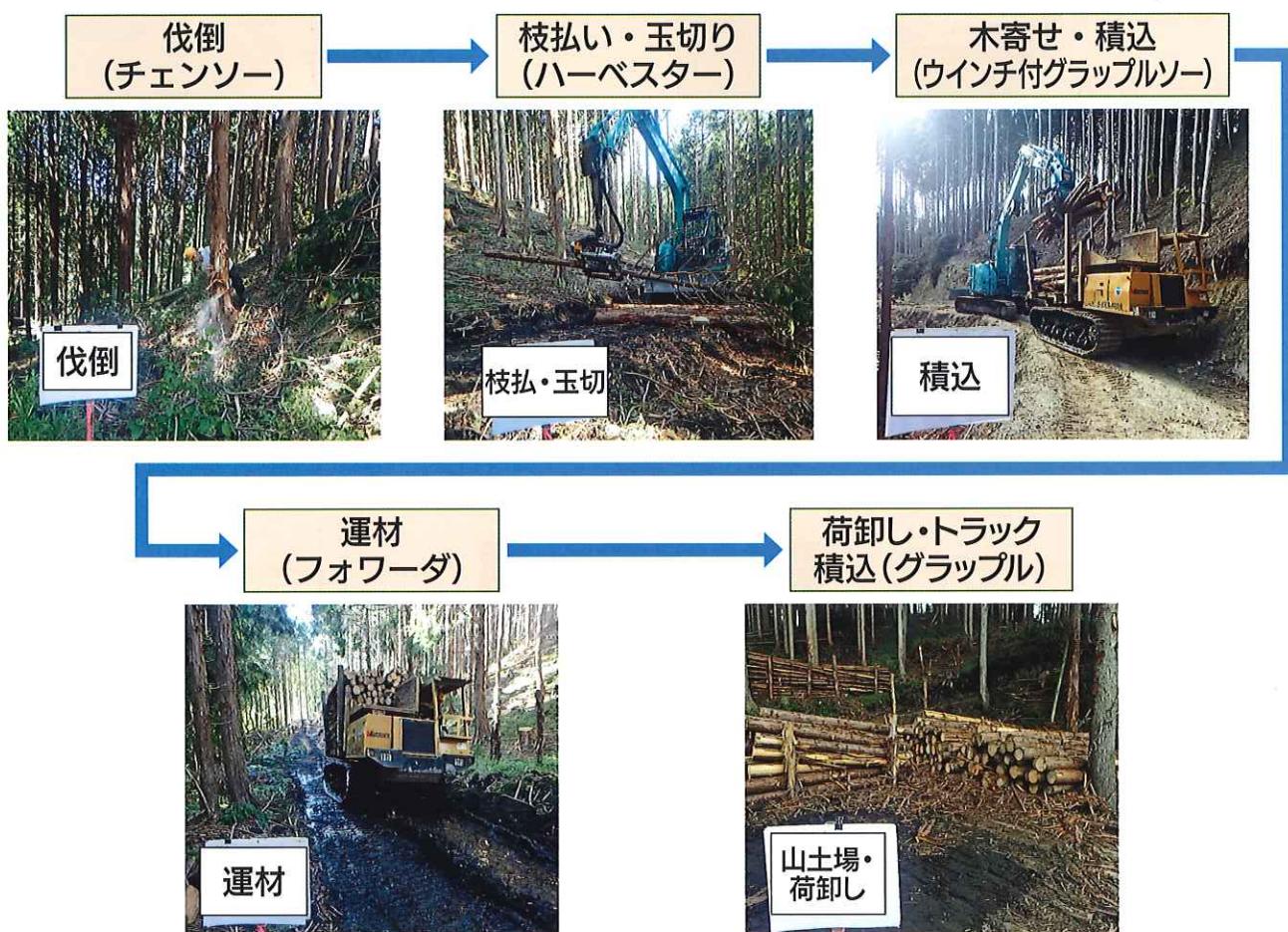
皆伐事業、搬出間伐の概要

○皆伐事業（全伐）

- ・スギの伐採時期：45～55年生、ヒノキの伐採時期：50～60年生から皆伐ができます。

○搬出間伐

- ・森林経営計画で搬出間伐を計画し、路網計画・森林調査を踏まえ、森林所有者の同意のもと施業を行います。作業路は、幅員3～4mとし地形に合わせ災害の起こらない作業をします。



皆伐事業



搬出間伐



西城町森林組合

〒729-5742
広島県庄原市
西城町中野1312

TEL (0824) 82-2158
FAX (0824) 82-2549

担当：鉄岡 優志
(テツオカ ユウジ)

境界明確化

森林境界の明確化とは…

国の支援事業「森林整備地域活動支援交付金事業」という事業の中に含まれる事業です。

不明瞭な森林の境界の確認作業を行い、測量・杭打・図化を行い、山林管理に活用しつつ以後の継続的な山林管理を図るために行います。所有者境界に対して行われるため地番境界は再現しません。



※ この事業を行うことで負担金を頂くことはありません。

ただし、この事業の目的が「山林管理を行う前提条件を整える」ものでありますので、森林経営計画という山林管理を行うための計画を作成する必要があります。どちらもセットで行う必要があります。

森林経営計画

森林経営計画とは…

5年の間で行われる山の手入れ（下刈りから除伐・枝打ちや保育間伐）や伐採（主伐・搬出間伐）などを計画しておき、それに基づき施業を行うことで各種補助制度や税の特例措置を活用できるというものです。

～計画作成の流れ～



森林組合から事業提案をさせて頂きます。5年間で行う事業について提案させて頂きますので、所有者の方へは提案内容を検討して頂き、事業の是非を判断していただければと思います。

不動産登記法 改正について

所有者不明土地の解消に向けて、
不動産に関するルールが大きく変わります。

1 不動産登記制度の見直し

相続登記の申請の義務化 令和6年4月1日施行



どうして相続登記の申請が義務化されるの？

相続が発生してもそれに伴って相続登記がされない原因として、①これまで相続登記の申請は任意とされており、かつ、その申請をしなくとも相続人が不利益を被ることが少なかったこと、②相続した土地の価値が乏しく、売却も困難であるような場合には、費用や手間を掛けてまで登記の申請をする意欲がわきにくいことが指摘されています。そのため、相続登記の申請を義務化することで、所有者不明土地の発生を予防しようとしています。

相続登記の申請義務についてのルール

Ⓐ 基本的なルール

相続(遺言も含みます。)によって不動産を取得した相続人は、
その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

「被相続人の死亡を知った日」
からではないから、不動産を取得したことを知らなければ
3年の期間はスタートしないよ！



Ⓑ 遺産分割が成立した時の追加的なルール

遺産分割の話し合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、**遺産分割が成立した日から3年以内**に、その内容を踏まえた登記を申請しなければならないこととされました。

Ⓐ・Ⓑともに、正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。

住所等の変更登記の申請の義務化 令和8年4月までに施行



どうして住所等の変更登記の申請が義務化されるの？

登記簿上の所有者の氏名や住所が変更されてもその登記がされない原因として、①これまで住所等の変更登記の申請は任意とされており、かつ、その申請をしなくても所有者自身が不利益を被ることが少なかったこと、②転居等の度にその所有不動産について住所等の変更登記をするのは負担であることが指摘されています。

そこで、住所等の変更登記の申請を義務化することで、所有者不明土地の発生を予防しようとしています。

住所等の変更登記の申請義務についてのルール

登記簿上の所有者については、**その住所等を変更した日から2年以内**に住所等の変更登記の申請をしなければならないこととされました。

正当な理由がないのに義務に違反した場合、5万円以下の過料の適用対象となります。



新入職員の紹介



令和4年4月から入社しました**新藤稚菜**です。1年間にちなんアカデミーで山仕事の基礎を学んで森林組合にきました。まだ体力的・技術的に未熟ですが、皆さんの役に立てるように頑張ります。

今年4月より採用していただきました
小林 凜と申します。

にちなんアカデミーで1年間学んできました。まだ不安な事ばかりですが頑張っていきます。よろしくお願ひいたします。



4月より入社しました**額田柊也**です。
にちなんアカデミーで1年間学んできました。先輩方の指導のもと、もっと技術を身につけたいと思います。
よろしくお願ひします。

今年4月1日より採用していただきました
森田 巧です。

前年までは別の職種に携わり、林業は未経験です。仕事の知識・経験を積み上げていき、地域に貢献できるように頑張ります。よろしくお願ひいたします。



8月入社した**原田 こころ**です。
林業の仕事は全くの未経験で分からぬことばかりですが、先輩方に指導していただいて頑張りたいと思います。よろしくお願ひします。

